

第一章 総則	第一節 総則（第一条—第二十一条）
第二章 強制執行	第一節 総則（第二十二条—第四十二条）
第三章 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行
第四章 不動産に対する強制執行	第一款 不動産に対する強制執行
第五章 債権（第二百二十二条—第二百四十四条）	第二目 強制競売（第四十五条—第九十条）
第六章 強制競売（第二百四十五条—第二百四十九条）	第三目 強制管理（第九十三条—第一百一十条）
第七章 船舶に対する強制執行（第二百五十二条—第二百五十九条）	第二款 船舶に対する強制執行（第二百五十二条—第二百五十九条）
第八章 動産に対する強制執行（第二百六十条—第二百六十七条）	第三款 動産に対する強制執行（第二百六十条—第二百六十七条）
第九章 債権及びその他の財産権に対する強制執行	第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行
第十章 強制執行等（第二百四十三条—第二百六十七条）	第一目 債権執行等（第二百四十三条—第二百六十七条）
第十一章 少額訴訟債権執行（第二百六十八条—第二百六十九条）	第二目 少額訴訟債権執行（第二百六十八条—第二百六十九条）
第十二章 債務者の財産状況の調査	第三章 担保権の実行としての競売等（第二百八十条—第二百九十五条）
第十三章 財産開示手続（第二百九十六条—第二百九十九条）	第四章 債務者の財産状況の調査
第十四章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）	第五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）
附則	附則

（執行裁判所）	（執行裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官が行う。）
（執行機関）	（執行機関は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。）
（執行抗告）	（執行裁判所の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする。）
（任意的口頭弁論）	（任意的口頭弁論）
（審尋）	（審尋）

（身分証明書等の携帯）	（身分証明書等の携帯）
第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（執行抗告）	（執行抗告）
（執行異議）	（執行異議）
（執行抗告）	（執行抗告）

（取消決定等に対する執行抗告）	（取消決定等に対する執行抗告）
第十条 民事執行の手続に関する裁判に対しても、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をしてしなければならない。	第十条 民事執行の手続に関する裁判に対しても、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をしてしなければならない。
（執行抗告）	（執行抗告）
（執行異議）	（執行異議）
（執行抗告）	（執行抗告）



(執行文の付与)  
第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本(執行証書が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、当該電磁的記録)を保存する場合にあっては、当該電磁的記録)を保有する場合に、債務名義により強制執行をすることができる場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ當該各号に定める方法により行う。

**第三十四条** 第二十七条の規定により執行文が付与された場合において、債権者の証明すべき事実の到来したこと又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることができるについて異議のある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるために、執行文交付に対する異議の訴えを提起することができる。

2 異議の事由が数個あるときは、債務者は、同時に、これを主張しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(請求異議の訴え)

**第三十五条** 債務名義(第二十二条第二号又は第三号の二から第四号までに掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。)に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不

することができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起においても、することができる。

前項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

第一項又は第三項の申立てについての裁判に対する不服を申し立てることができない。  
(終局判決における執行停止の裁判等)

**第三十七条** 受訴裁判所は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する処分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができない。この裁判については、仮執行の宣言をしなければならない。

前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

より裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本

五 強制執行を免れるための担保を立てたことを証する文書

六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本

八 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書

九 前項第八号に掲げる文書のうち弁済を受けた旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、四週間に限るものとする。

第一項第八号に掲げる文書のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六月を超えることができない。

ないことを宣言する判決が確定したときは、債権者は、支払を受けた執行費用に相当する金銭を債務者に返還しなければならない。

4 第一項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第二項の規定により取り立てられたもの以外のもの及び前項の規定により債権者が返還すべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所の裁判所書記官が定める。

5 前項の申立てについての裁判所書記官の処分に対する申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

6 執行裁判所は、第四項の規定による裁判所書記官の处分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

六 所在地を管轄する裁判所  
六 第二十二条第七号に掲げる債務名義のうち和解若しくは調停（上級裁判所において成立した和解及び調停を除く。）又は労働審判に係るもの（第一号の二及び第一号の三に掲げるものを除く。）和解若しくは調停が成立した簡易裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所（簡易裁判所において成立した和解又は調停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）又は労働審判が行なれた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所

決において次条第一項の裁判をするまでの間担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てさせて強制執行の続行を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分を命ずることができ。前項の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないでできる。

第一項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、執行裁判所は、申立てにより、同項の規定による裁判の正本を提出すべき期間を定めて、同項に規定する処分を命

一 債務名義（執行証書を除く。）若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本

二 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本

三 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する調書の正本その他の他の裁判所書記官の作成した文書

四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解若しくは調停の調書の正本又は労働審判法（平成十六年）

3 めに、特別代理人を選任することができる。  
民事訴訟法第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の特別代理人について準用する。(執行費用の負担)

**第四十二条** 強制執行の費用で必要なもの（以下「執行費用」という。）は、債務者の負担とする。

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行にあつては、執行費用は、その執行手続において、債務名義を要しないで、同時に、取り立てることができる。

3 強制執行の基本となる債務名義（執行証書を除く。）を取り消す旨の裁判又は債務名義に係る

定による支拂督促の申立て又は同法第四百二条第一項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支拂督促の申立てによるもの（当該支拂督促の申立てについて同法第三百九十八条（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされる裁判所）第二十二条第四号の二に掲げる債務名義同号の处分をした裁判所書記官の所属する裁判所

訴を求めるために請求異議の訴えを提起する  
ことができる。裁判以外の債務名義の成立について異議のある債務者も、同様とする。

3 2 第三十三条第二項及び前条第二項の規定は、  
第一項の訴えについて準用する。  
(執行文交付に対する異議の訴え等に係る執行  
停止の裁判)

第三十六条 執行文交付に対する異議の訴え又は  
請求異議の訴えの提起があつた場合において、  
異議のため主張した事情が法律上理由があると  
みえ、かつ、事實上の点について疎明があつた  
ときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判決

**第三十八条** 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。

前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

第一項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

前二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。  
(強制執行の停止)

**第四十条** 前条第一項第一号から第六号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。

**第十一條** 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。  
(債務者が死亡した場合の強制執行の続行)

**第四十一条** 強制執行は、その開始後に債務者が死亡した場合においても、続行することがができる。

7 第五項の規定による異議の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることはできる。	8 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。
9 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第五項、第七項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。	8 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、は、執行抗告をすることができる。
10 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	9 第二節 金銭の支払を目的とする債権に
11 第一款 不動産に対する強制執行	10 第一款 不動産に対する強制執行
12 第二目 通則	11 第二目 通則
13 (不動産執行の方針)	12 (不動産執行の方針)
14 第四十三条 不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。）に対する強制執行（以下「不動産執行」といいう。）は、強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。	13 第四十三条 不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。）に対する強制執行（以下「不動産執行」といいう。）は、強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。
15 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなす。（執行裁判所）	14 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなす。（執行裁判所）
16 第四十四条 不動産執行については、その所在地（前条第二項の規定により不動産とみなされるものにあっては、その登記をすべき地）を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。	15 第四十四条 不動産執行については、その所在地（前条第二項の規定により不動産とみなされるものにあっては、その登記をすべき地）を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。
17 建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがつて存在する場合には、その建物に対する強制執行については建物の存する土地の所在地を管轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制執行については土地の所在地を管轄する地方裁判所又は建物に対する強制執行の申立てを受けた地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。	16 建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがつて存在する場合には、その建物に対する強制執行については建物の存する土地の所在地を管轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制執行については土地の所在地を管轄する地方裁判所又は建物に対する強制執行の申立てを受けた地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。
18 前項の場合において、執行裁判所は、必要があると認めるときは、事件を他の管轄裁判所に移送することができる。	17 前項の場合において、執行裁判所は、必要があると認めるときは、事件を他の管轄裁判所に移送することができる。
19 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。	18 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。
20 (開始決定等)	19 (開始決定等)
21 第二目 強制競売	20 第二目 強制競売

22 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。	21 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。
23 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。	22 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。
24 第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その後決定において、債権者のために不動産を差押さえる旨を宣言しなければならない。	23 第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その後決定において、債権者のために不動産を差押さえる旨を宣言しなければならない。
25 (開始決定等)	24 (開始決定等)
26 第二目 強制競売	25 第二目 強制競売

27 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。	26 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。
28 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。	27 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。
29 第四十六条 差押えの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。	28 第四十六条 差押えの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。
30 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	29 第二節 金銭の支払を目的とする債権に
31 第一款 不動産に対する強制執行	30 第一款 不動産に対する強制執行
32 第二目 通則	31 第二目 通則
33 (不動産執行の方針)	32 (不動産執行の方針)
34 第四十七条 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされた不動産について強制競売の開始決定があつたときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をするものとする。	33 第四十七条 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされた不動産について強制競売の開始決定があつたときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をするものとする。
35 申立てがあつたときは、執行裁判所は、申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の手続きを公表し、かつ、次に掲げるものに対し、債権者を公告する。	34 申立てがあつたときは、執行裁判所は、申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の手続きを公表し、かつ、次に掲げるものに対し、債権者を公告する。
36 判決競売若しくは競売の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定が配当要求の終期後も申立てに係るものであるときは、裁判所書記官は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。この場合において、既に第五十条第一項、第八十八条において準用する場合を含む）の届出をした者に対しては、第四十九条第二項の規定による催告は、要しない。	35 判決競売若しくは競売の手續が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定が配当要求の終期後も申立てに係るものであるときは、裁判所書記官は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。この場合において、既に第五十条第一項、第八十八条において準用する場合を含む）の届出をした者に対しては、第四十九条第二項の規定による催告は、要しない。
37 前項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行裁判所に異議を申し立てることがで	36 前項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行裁判所に異議を申し立てることがで
38 実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。	37 前項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行裁判所に異議を申し立てることがで
39 第四十八条 強制競売の開始決定がされたときは、登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。	38 第四十八条 強制競売の開始決定がされたときは、登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。
40 第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定前にされたときは、登記がされた時に生ずる。	39 第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定前にされたときは、登記がされた時に生ずる。
41 第二節 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がその開始決定前に強制競売の開始決定及び配当要求の終期の公告等）における強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた場合は、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。	40 第二節 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がその開始決定前に強制競売の開始決定及び配当要求の終期の公告等）における強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた場合は、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。
42 (二重開始決定)	41 (二重開始決定)
43 第四十八条 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされたときは、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。	42 第四十八条 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされたときは、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。
44 第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がその開始決定前に強制競売の開始決定及び配当要求の終期の公告等）における強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた場合は、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。	43 第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がその開始決定前に強制競売の開始決定及び配当要求の終期の公告等）における強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた場合は、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。
45 (差押えの登記の嘱託等)	44 (差押えの登記の嘱託等)

46 又は不実の届出をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。
--

47 (配当要求)
-----------

48 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後には登記された仮差押債権者及び第八十一条第一項各号に掲げる文書により一般的の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。
--

49 第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。
--



は不特定多数の者が当該物件明細書の内容の提供を受けることができるものとして最高裁判所規則で定める措置を講じなければならない。

前二項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

(剩余を生ずる見込みのない場合等の措置)

第六十三条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を差押債権者(最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条第六項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この条において同じ。)に通知しなければならない。

差押債権者の債権に優先する債権(以下この条において「優先債権」という。)がない場合において、不動産の買受可能価額が執行費用のうち共益費用であるもの(以下「手続費用」という。)の見込額を超えないとき。

二 優先債権がある場合において、不動産の買受可能価額が手続費用及び優先債権の見込額の合計額に満たないとき。

差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、優先債権がない場合あつては手続費用の見込額を超える額、優先債権がある場合あつては手続費用及び優先債権の見込額以上の額(以下この項において「申出額」という。)を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続費用の見込額を競り売りの方法に用いる。

二号に該当する場合であつて不動産の買受可能価額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却の申立てを許可する旨の申立て(買受可能価額で自己の優先債権の全部の弁済を受けうる場合、自ら申出額で不動産を買い受けの同意を得たことを証明したときは、この限りでない)。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合、申出額に達する買受けの申出ができないときは、自ら申出額で不動産を買い受けの同意を得たことを証明したときは、この限りでない。

二 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合、買受けの申出の額が申出額に達しないときは、申出額と買受けの申出の額との差額を負担する旨の申出及び申出額と買受け可能価額との差額に相当する保証の提供ができる。

前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、買受可能価額以上の額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

(売却の方法及び公告)

第六十四条 不動産の売却は、裁判所書記官の定める売却の方法により行う。

2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。

3 裁判所書記官は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならぬ。

4 前項の場合においては、第二十条において準用する民事訴訟法第九十三条第一項の規定にかかるわらず、売却決定期日は、裁判所書記官が、売却を実施させる旨の処分と同時に指定する。

5 第三項の場合においては、裁判所書記官は、売却すべき不動産の表示、売却基準価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。

6 第一項、第三項又は第四項の規定による裁判所書記官の処分に対しても、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

7 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

2 前項の申立ては、最高裁判所規則で定めるところにより、売却を実施させる旨の裁判所書記官の処分の時までにしなければならない。

第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるところにおり内覧への参加の申出をした者(不動産を買取れる資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。)のために、内覧を実施しなければならない。

執行裁判所は、内覧の円滑な実施が困難であることが明らかであるときは、第一項の命令をばならない。

(売却の方法及び公告)

第六十五条 執行官は、次に掲げる者に対し、売却の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は買受けの申出をさせないことができる。

一 他の者の買受けの申出を妨げ、若しくは不當に価額を引き下げる目的をもつて連合する等売却の適正な実施を妨げる行為をし、又はその行為をさせた者

二 他の民事執行の手続の売却不許可決定において前号に該当する者と認定され、その売却不許可決定の確定の日から二年を経過しない者

三 民事執行の手続における売却に関する刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条から第十九十六条の五まで、第一百九十七条から第一百九十七条の四まで若しくは第一百九十八条、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に係る部分に限る)又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律(平成十一年法律第百三十号)第一条第一項、第二項(同条第一項第一号から第四号までに

当該占有者が同意しないときは、この限りでない。

前項の申立ては、最高裁判所規則で定めるところにより、売却を実施させる旨の裁判所書記官の処分の時までにしなければならない。

第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるところにおり内覧への参加の申出をした者(不動産を買取れる資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。)のために、内覧を実施しなければならない。

執行裁判所は、内覧の円滑な実施が困難であることが明らかであるときは、第一項の命令をばならない。

(売却の方法及び公告)

第六十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。

二 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者(その者が法人である場合において「暴力団員等」という。)であること。

一 買受けの申出をしようとする者(その者が法人である場合において「暴力団員等」という。)が暴力団員である場合にあつては、その役員)が暴力団員等であることを。

(買受けの申出の保証)

第六十七条 最高価買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額を、買受可能価額以上で、かつ、最高価買受申出人の申出の額から買受けの申出の保証の額を控除した額以上である場合に限り、売却の実施の終了までに、執行官に対し、最高価買受申出人による売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己的買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出(以下「次順位買受けの申出」という。)をすることができる。

(次順位買受けの申出)

第六十八条 債務者の買受けの申出の禁止

第六十九条 債務者は、買受けの申出をすることができない。

(買受けの申出をした差押債権者のための保全処分等)

第六十条 執行裁判所は、裁判所書記官が



5 売却の許可又は不許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等)

第七十五条 最高価買受申出人又は買受人は、買受けの申出をした後天災その他自己の責めに帰することができない事由により不動産が損傷した場合には、執行裁判所に対し、売却許可決定前にあつては売却の不許可の申出をし、売却許可決定後にあつては代金を納付する時までにその決定の取消しの申立てをすることができる。ただし、不動産の損傷が軽微であるときは、この限りでない。

前項の規定による売却許可決定の取消しの申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

前項に規定する申立てにより売却許可決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

一 債務者又は不動産の占有者に対し、価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む)。

二 次に掲げる事項を内容とする保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む)。

イ 当該価格減少行為をし、又はそのおそれがある者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

ロ 執行官に不動産の保管をさせること。

三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分。

イ 前号イ及びロに掲げる事項。

ロ 前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び不動産の使用を許すこと。

三 第五十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

定するまでに執行裁判所に申し出で、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日又は弁済金の交付の日に納付することができる。ただし、配当期日において、買受人の受けべき配当の額について異議の申出があつたときは、買受人は、当該配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金額を納付しなければならない。

裁判所書記官は、特に必要があると認めるときは、第一項の期限を変更することができる。第一項又は前項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

二 次に掲げる事項を内容とする方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定するものに嘱託情報を提供して登記所に提供させる方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定する者は、遅滞なく、その嘱託情報を登記所に提供しなければならない。

三 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託情報を併せて売却許可決定があつたことを証明する情報を提供しなければならない。

四 第一項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。

五 裁判所書記官は、代金を納付した日から六月(買受けの時に民法第三百九十五条第一項に規定する抵当建物使用者が占有していた建物の買受人については、九月)を経過したときは、前項の申立てをすることができない。

六 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託情報を併せて売却許可決定があつたことを証明する情報を提供しなければならない。

七 第十一条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

八 第七十九条 買受人は、代金を納付した時に不動産を取得する。

九 第八十一条 買受人が代金を納付しないときは、売却許可決定は、その効力を失う。この場合においては、買受人は、第六十六条の規定により提供した保証の返還を請求することができない。

一〇 第八十二条 買受人が代金を納付したときは、買受人は、裁判所書記官の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

一一 第八十三条 執行裁判所は、債務者又は不動産の占有に属する場合において、その土地又は建物の差押えがあり、その売却により所有者を異にするに至つたときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合においては、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。

一二 第八十四条 (法定地上権)(代金納付による登記の嘱託)

一三 第八十五条 土地及びその上にある建物が債務者の所有に属する場合において、その土地又は建物の差押えがあり、その売却により所有者を異なるに至つたときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合においては、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。

一四 第八十六条 (占有移転禁止の保全処分等の効力)(代金納付による登記の嘱託)

一五 第八十七条 執行裁判所は、次に掲げる登記及び登記の抹消を嘱託しなければならない。

一六 第八十八条 買受人の取得した権利の移転の登記

定めるところにより、代金の納付の時までに申出をしたときは、前項の規定による嘱託は、登記の申請の代理を業とすることができる者で申出人の指定するものに嘱託情報を提供して登記所に提供させる方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定する者は、遅滞なく、その嘱託情報を登記所に提供しなければならない。

一七 債務者又は不動産の占有者に対し、価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む)。

一八 第八十九条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

一九 第九十条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

二〇 第九十二条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

二一 第九十三条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

二二 第九十四条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

二三 第九十五条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

二四 第九十六条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

二五 第九十七条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

二六 第九十八条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

二七 第九十九条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

二八 第一百条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

二九 第一百零一条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

三〇 第一百零二条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

三一 第一百零三条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

三二 第一百零四条 買受人が代金を充てたときは、買受人の負担とする。

一 当該決定の執行がされたことを知つて当該不動産を占有した者

二 当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の被申立人の占有を承継したもの

3 第一項の引渡命令について同項の決定の被申立人以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、買受人に对抗することができる権原により不動産を占有していること、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができる。

(売却代金の配当等の実施)

第八十四条 執行裁判所は、代金の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売却代金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行裁判所は、売却代金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剰余金を債務者に交付する。

3 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付（以下「配当等」という。）を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。

4 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

(配当表の作成)

**第八十五条** 執行裁判所は、配当期日において、第八十七条第一項各号に掲げる各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める。ただし、配当の順位及び額について、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合は、この限りでない。

2 執行裁判所は、前項本文の規定により配当の順位及び額を定める場合には、民法、商法その他の法律の定めるところによらなければならぬ。

3 配当期日には、第一項に規定する債権者及び債務者を呼び出さなければならない。

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めるときは、出頭した債権者及び債務者を審査し、かつ、同時に取り調べることができる書証の取調べをすることができる。

5 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合には、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

6 配当表には、売却代金の額及び第一項本文に規定する事項についての執行裁判所の定めた内容（同項ただし書に規定する場合には、その合意の内容）を記載しなければならない。

7 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する債権者（同条第一項前段に規定する者を除く。）に対する呼出状の送達について準用する。（売却代金）

**第八十六条** 売却代金は、次に掲げるものとする。

一 不動産の代金

二 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申し出額から代金の額を控除した残額に相当するもの

三 第八十一条第一項後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証

2 第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の売却基準価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。

3 第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方法で提供されている場合の換価について準用する。（配当等を受けるべき債権者の範囲）

**第八十七条** 売却代金の配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者（配当要求の終期までに強制競売又は一般的の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。）

二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者

三 差押えをいう。(最初の強制競売の開始決定に係る登記前に登記された仮差押えの債権者)

四 差押えの登記前に登記(民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記を除く。)の登記

前項第四号に掲げる債権者の権利が仮差押えに掲げる債権者が有する一般的の先取特權を除く。)、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者(その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。)

前項第四号に掲げる債権者の権利が仮差押えに掲げる債権者が本案の訴訟において敗訴し、又は仮差押えがその効力を失つたときに限り、配当等を受けることができる。

三 差押えに係る強制競売の手続が停止され、第47条第六項の規定による手続を続行する旨の裁判がある場合において、執行を停止させられた差押債権者がその停止に係る訴訟等において敗訴したときは、差押えの登記後続行の裁判による差押えの登記前に登記された第一項第四号に規定する権利を有する債権者は、配当等を受けられることができる。

(期限付債権の配当等)

**第八十八条 確定期限の到来していない債権は配当等については、弁済期が到来したものとみなす。**

前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの配当等の日における法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。

(配当異議の申出)

**第八十九条 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をすることができる。**

2 執行裁判所は、配当異議の申出のない部分に限り、配当を実施しなければならない。  
(配当異議の訴え等)

**第九十条 配当異議の申出をした債権者及び執行力のある債務名義の正本を有しない債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、配当異議の訴えを提起しなければならない。**

2 前項の訴えは、執行裁判所が管轄する。  
第一項の訴えは、原告が最初の口頭弁論期日に出頭しない場合には、その責めに帰するこ

ができない事由により出頭しないときを除き、却下しなければならない。

第一項の訴えの判決においては、配当表を変更し、又は新たな配当表の調製のために、配当表を取り消さなければならぬ。

執行力のある債務名義の正本を有する債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、請求異議の訴え又は民事訴訟法第百一十七条第一項の訴えを提起しなければならない。

配当異議の申出をした債務者又は債権者が、配当期日（知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知った日）から一週間以内（買受人が第七十一条第四項ただし書の規定により金銭を納付すべき場合にあつては、二週間以内）に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

（配当等の額の供託）

**第九十一条** 配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、裁判所书记官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

二 仮差押債権者の債権であるとき。

三 第三十九条第一項第七号又は第一百八十三条第一項第二号ホに掲げる文書が提出されるとき。

四 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権（以下この項において「先取特権等」という。）の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

五 その債権に係る先取特権等につき仮登記又は民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記がされたものであるとき。

六 仮差押又は執行停止に係る差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。

七 配当異議の訴えが提起されたとき。

裁判所书记官は、配当等の受領のために執行裁判所に出頭しなかつた債権者（知れていない抵当証券の所持人を含む。）に対する配当額に相当する金銭を供託しなければならない。（権利確定等に伴う配当等の実施）

**第九十二条** 前条第一項の規定による供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したと

きは、執行裁判所は、供託金について配当等を実施しなければならない。

2 前項の規定により配当を実施すべき場合において、前条第一項第一号から第五号までに掲げる事由による供託に係る債権者若しくは同項第六号に掲げる事由による供託に係る仮差押債権者若しくは執行を停止された差押債権者に対して配当を実施することができなくなつたとき、又は同項第七号に掲げる事由による供託に係る債権者が債務者の提起した配当異議の訴えにおいて敗訴したときは、執行裁判所は、配当異議の申出をしなかつた債権者のために配当表を変更しなければならない。

#### (開始決定等)

#### 第三回 強制管理

**第九十三条** 執行裁判所は、強制管理の手続を開始するには、強制管理の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対して収益の処分を禁止し、及び債務者が賃貸料の請求権の他の当該不動産の収益に係る給付を求める権利（以下「給付請求権」という。）を有するときは、債務者に対して当該給付をする義務を負う者（以下「給付義務者」という。）に対し、その給付の目的物を管理人に交付すべき旨を命令しなければならない。

2 前項の収益は、後に収穫すべき天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき法定果実とする。

3 第一項の開始決定は、債務者及び給付義務者に送達しなければならない。

4 給付義務者に対する第一項の開始決定の効力は、開始決定が当該給付義務者に送達された時に生ずる。

5 強制管理の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をることができる。

**第九十三条の二** 既に強制管理の開始決定がされ、又は第百八十一条第二号に規定する担保不動産収益執行の開始決定がされた不動産について強制管理の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制管理の開始決定をするものとする。

（給付義務者に対する競合する債権差押命令等の陳述の催告）  
**第九十三条の三** 裁判所書記官は、給付義務者に強制管理の開始決定を送達するに際し、当該給付義務者に対する競合する債権差押命令等の陳述の催告

付義務者に対し、開始決定の送達の日から二週間以内に給付請求権に対する差押命令又は差押処分の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。この場合には、第一百四十七条第二項の規定を準用する。

**第九十三条の四** 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対しても生じたときは、給付請求権に対する差押命令又は差押処分であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。ただし、強制管理の開始決定の給付義務者に対する効力の発生が第百六十五条各号（第一百六十七号の十四第四項において第百六十五条各号（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合及び第一百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる後であるときは、この限りでない。

2 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対して生じたときは、給付請求権に対する仮差押命令であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。

3 第九十三条第三項の規定により強制管理の開始決定を準用する場合及び第一百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に

2 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に対し援助を求めることができる。

3 第五十七条第三項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対して生じたときは、執行裁判所は、申立てにより、債務者及びその者と生計を一にする同居の親族（婚姻又は縁組の届出をしていないが債務者と事实上夫婦又は養親子と同様の関係にある者を含む。以下「債務者等」という。）の居住に必要な限度において、期間を定めて、その建物の使用を許可することができる。

2 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

3 前二項の申立てについての決定に對しては、執行抗告をすることができる。

4 (収益等の分与)

**第九十八条** 強制管理により債務者の生活が著しく困窮することとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に対し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金額又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

**第九十九条** 管理人は、執行裁判所が監督する。

**第一百条** 管理人は、善良な管理者の注意をもつて不動産について、管理並びに収益の收取及

3 管理人が数人あるときは、共同してその職務を行ふ。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

**第九十六条** 管理人は、不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができるのは、その一人に対してすれば足りる。

（強制管理のための不動産の占有等）

4 管理人が数人あるときは、第三者の意思表示の占有を解いて自らこれを占有することができるのは、その一人に対してすれば足りる。

（強制管理のための不動産の占有等）

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

**第一百一条** 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

（管理人の報酬等）

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

**第一百二条** 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

（管理人の報酬等）

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

**第一百三条** 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその承継人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。

（強制管理の停止）

2 前項の規定により供託された金額の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、執行裁判所は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金額を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

（強制管理の停止）

2 前項の規定により供託された金額の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、執行裁判所は、配当等の手続を除き、強制管理の手続を取り消さなければならぬ。

**第一百四条** 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。

2 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）銀行その他の法人は、管理人の選任（管理人の権限）

2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

**第一百五条** 管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産について、管理並びに収益の收取及び換価をすることができる。

2 管理人は、民法第六百二条に定める期間を超えて不動産を賃貸するには、債務者の同意を得なければならない。

（管理人の監督）

2 前項第二項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

**第一百九条** 管理人は、執行裁判所が監督する。

（管理人の注意義務）

2 前項第二項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

**第一百条** 管理人は、善良な管理者の注意をもつて不動産について、管理並びに収益の收取及

2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その代理人は、利害関係を有する者に對し、連帶して損害を賠償する責めに任ずる。

（管理人の報酬等）

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

**第一百一条** 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

（管理人の報酬等）

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

**第一百二条** 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその承継人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。

（強制管理の停止）

2 前項の規定により供託された金額の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、執行裁判所は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金額を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

（強制管理の停止）

2 前項の規定により供託された金額の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、執行裁判所は、配当等の手続を除き、強制管理の手続を取り消さなければならぬ。

**第一百四条** 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。

2 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）銀行その他の法人は、管理人の選任（管理人の権限）

2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

**第一百五条** 管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産について、管理並びに収益の收取及び換価をすることができる。

2 管理人は、民法第六百二条に定める期間を超えて不動産を賃貸するには、債務者の同意を得なければならない。

**第一百九条** 管理人は、執行裁判所が監督する。

（管理人の注意義務）

2 前項第二項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

**第一百条** 管理人は、善良な管理者の注意をもつて不動産について、管理並びに収益の收取及

2 その職務を行わなければならない。

配当等に充てるべき金銭を生ずる見込みがないときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(管理人による配当等の実施)

第一百七条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて配当等に充てるべき金銭で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、管理人は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

4 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者と/or 第一項の期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの

一 差押債権者のうち次のイからハまでのいずれかに該当するもの

イ 第一項の期間の満了までに一般の先取特權の実行として第八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの

ハ 第一項の期間の満了までに第八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの（ロに掲げるものを除く。）

二 あつて、当該申立てが最初の強制管理の開始決定に係る差押えの登記前に登記（民事保全法第五十三条第二項に規定する保全仮登記を含む。）がされた担保権に基づく

二 仮差押債権者（第一項の期間の満了までに、強制管理の方法による仮差押えの執行の申立てをしたものに限る。）

三 第一項の期間の満了までに配当要求をした債権者

二 第三項の協議が調わないときは、管理人は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

5 第一百八条 配当等を受けるべき債権者の債権について第九十一条第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事由があるときは、管理人は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を

執行裁判所に届け出なければならない。債権者が配当等の受領のために出頭しなかつたときも、同様とする。

(執行裁判所による配当等の実施)

第一百七条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて配当等に充てるべき金銭で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、管理人は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

4 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者と/or 第一項の期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの

一 差押債権者のうち次のイからハまでのいずれかに該当するもの

イ 第一項の期間の満了までに一般の先取特

り船舶国籍証書等が取り上げられているときは、執行官に対する命令を要しない。

(強制競売の実施)

第一百九条 執行裁判所は、第一百七条第五項の規定による届出があつた場合には直ちに、第一百四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて配当等に充てるべき金銭で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、管理人は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

4 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

5 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

6 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

7 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

8 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

9 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

10 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

11 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

12 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

13 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

14 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

15 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

16 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

17 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

18 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第百三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

(保証の提供による強制競売の手続の取消し)

第一百九条 差押債権者の債権について、第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提出されている場合において、債務者が差押債権者及び保証の提供の時（配当要求の終期後にあつては、その終期）までに配当要求をした債権者（弁済による強制管理の手続の取消し）

2 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

3 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

4 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

5 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

6 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

7 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

8 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

9 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

10 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

11 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

12 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

13 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

14 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

15 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

16 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

17 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

18 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる（強制競売の実施）

(船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制競売の手続の取消し)

**第一百二十条** 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から二週間以内に船舶国籍証書等を取り上げることができないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

(不動産に対する強制競売の規定の準用)

**第一百二十一条** 前款第二目(第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第一項第二号、第五十六条、第六十条の二、第六十五条の二、第六十八条の四、第七十一条第五号、第八十一条及び第八十二条八条、第五十四条及び第八十二条の規定は船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第一項中「第一百八十二条第一項各号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「一般的の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

**第三款 動産に対する強制執行**

**第一百二十二条** 動産(登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。(債務者の占有する動産の差押え)

**第一百二十三条** 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。執行官は、前項の差押えをするに際し、債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を捜索することができる。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くため必要な処分をすることができる。執行官は、相当であると認めるときは、債務者に差し押された動産(以下「差押物」とい

う。)を保管させることができる。この場合には、おいては、差押えは、差押物について封印その他の方法で差押えの表示をしたときに限り、その効力を有する。

4 執行官は、前項の規定により債務者に差押物を保管させる場合において、相當であると認めることは、その使用を許可することができる。

**第一百二十四条** 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債権者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

**第一百二十五条** 執行官は、差押物又は仮差押えの執行をした動産を更に差し押さえることができない。(重差押えの禁止及び事件の併合)

**第一百二十五条** 執行官は、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。(超過差押えの禁止等)

**第一百二十六条** 差押えの効力は、差押物から生ずるときには、その使用を許可することができる。(差押物の引渡命令)

**第一百二十七条** 差押物を第三者が占有することとなつたときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、差押物を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。

2 前項の申立ては、差押物を第三者が占有していることを知った日から一週間以内にしなければならない。

**第一百二十八条** 第一項の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

2 第一項の申立てに於いての裁決に對しては、執行抗告をすることができる。

**第一百二十九条** 差し押さえるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超える見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。

2 差押物の売得金の額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の額の合計額以上となる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。

(売却の見込みがない差押物の差押えの取消し)

**第一百三十条** 差押物について相当な方法による売却の実施をしてもなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

(差押禁止動産)

**第一百三十一条** 次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

1 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

2 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、

三 標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭

四 主として自己の労力により農業を営む者の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するため欠くことができない種子その他これに類する農産物

五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これらに類する水産物

六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は商業に從事する者(前二号に規定する者を除く)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができないもの

九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(差押禁止動産の範囲の変更)

**第一百三十二条** 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定において差し押さえられたものとみなす。

3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、

		その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで強制執行の停止を命ずることができる。
4	第一項又は第二項の申立てを却下する決定に対し、執行抗告をすることができる。	
5	第三項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。	
	(先取特権者等の配当要求)	
	第百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。	

		(売却の方法)
		第百三十四条 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。
		(売却の場所の秩序維持等に関する規定の準用)
		第百三十五条 第六十五条及び第六十八条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。(手形等の提示義務)
		第百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という)を要するもの(以下「手形等」という)を差し押された場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。(執行停止中の売却)
		第百三十七条 第二十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。
		(執行官による配当等の実施)
		第百三十九条 執行官は、有価証券を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。(有価証券の裏書等)

2	2	で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。
		弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。
	2	前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。
	3	前項の協議が調わないときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。官は、その協議に従い配当を実施する。
	4	第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。(配当等を受けるべき債権者の範囲)

2	2	債権者のかか、売得金については执行官がその交付を受けるまで(第百三十七条又は民事保全法第四十九条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとなるまで)に、差押金についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者とする。
		(執行官の供託)
	2	第百四十二条 执行裁判所は、第一項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。
	3	一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。 二 仮差押債権者の債権であるとき。
	4	三 第二十九条第一項第七号又は第一百九十二条において準用する第二号において掲げる文書が提出されているとき。 四 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

2	2	債権執行が実施する配当等の手続について準用する。 第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行 第一目 債権執行等
	3	官は、その協議に従い配当を実施する。
	4	第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。(配当等を受けるべき債権者の範囲)
	5	差押命令の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。
	6	差押命令の申立てについての裁判に對して達された時に生ずる。
	7	差押命令の申立てに對する差押命令が第三債務者に送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出(第二十条において準用する民事訴訟法第十条第一項各号に掲げる場合にあつては、公示送達の申立。次項において同じ。)をすべきことを命ずることができる。
	8	執行裁判所は、前項の申出を命じた場合において、差押債権者が同項の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができる。
	9	(差押えの範囲)
	10	第百四十四条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。
	11	差し押さえるべき債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあり得るところ。
	12	差し押さえるべき債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあり得るところ。
	13	差押えに係る債権(差押命令により差し押さえられた債権に限る。以下この目において同じ。)について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。
	14	前項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。
	15	(差押命令)
	16	第百四十五条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。
	17	差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。
	18	差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する。
	19	差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。
	20	裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第百五十三条第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをす

は、各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について差押命令が発せられたときのその差押えの効力も、同様とする。

**第百五十条** 登記又は登録（以下「登記等」という。）のされた先取特権、質権又は抵当権によつて担保される債権に対する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てによつて、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。

（継続的給付の差押え）

**第百五十二条** 紿料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。

**第百五十三条** 紿料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。

**第百五十四条** 債権者が次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものについても、債権執行を開始することができる。

**第百五十五条** 民法第七百六十六条规定による子の監護に関する義務

**第百五十六条** 民法第八百七十七条から第八百八十九条までの規定による扶養の義務

**第百五十七条** 前項の規定により開始するべき給付の四分の三に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。

**第百五十八条** 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。

**第百五十九条** 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。

**第百六十条** 登記又は登録（以下「登記等」とい

う。）のされた先取特権、質権又は抵当権によつて担保される債権に対する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てによつて、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。

（継続的給付の差押え）

**第百六十二条** 紿料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。

**第百六十三条** 紿料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。

一 債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権

二 紿料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権

三 紕債権者が前条第一項各号に掲げる義務に係る債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）を請求する場合における前二項の規定の適用については、前二項中「四分の三」とあるのは、「二分の一」とする。（差押禁止債権の範囲の変更）

**第百六十四条** 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前条の規定により差し押さえではない債権の部分について差押命令を発することができる。

**第百六十五条** 執行裁判所は、申立てにより、差押命令が効力を生ずるまでの間、担保を立てる、又は立てさせないで、第三債務者に抗告をすることができる。

**第百六十六条** 第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に対しても、執行抗告をすることができる。

**第百六十七条** 第三項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができる。（配当要求）

**第百六十八条** 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

**第百六十九条** 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令（以

ら一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

一 項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に第百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における前項の規定の適用については、同項中「二週間」とあるのは、「四週間」とする。

二 差押債権者が前条第一項各号に掲げる義務に係る債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）を請求する場合における前二項の規定の適用については、前二項中「二分の一」とあるのは、「二分の一」とする。（差押禁止債権の範囲の変更）

**第百七十一条** 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押債権の全部若しくは一部を取り消すことができる。

**第百七十二条** 執行裁判所は、第三債務者の申立てにより、前項の規定により差押命令が取り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

**第百七十三条** 第三項の規定による届出をしていない旨を執行裁判所に届け出なければならない。

**第百七十四条** 第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日から二年を経過した後四週間以内に差押債権者が前二項の規定による届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができる。

**第百七十五条** 差押債権者が前項の規定により差押債権の告知を受けてから一週間の不変期間内に第四項の規定による届出（差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は第五項の規定による届出をしたときは、当該決定は、その効力を失う。

**第百七十六条** 第一項又は第二項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならぬ。

**第百七十七条** 差押債権者が第三債務者に對し差押された債権に係る給付を求める訴え（以下「取立訴訟」という。）を提起したときは、受訴裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押さえたものに対し、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。

**第百七十八条** 第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日から二年を経過した後四週間以内に差押債権者が前二項の規定による届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができる。

**第百七十九条** 差押債権者が第五項に規定する期間内に第四項の規定による届出（差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は第五項の規定による届出をしたときは、当該決定は、その効力を失う。

**第百八十一条** 差押債権者が第五項に規定する期間内に第三項の規定による届出（差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は第五項及び第六項の規定の適用については、第五項の規定による届出があつたものとみなす。

**第百八十二条** 第三債務者は、差押えに係る金銭債権（差押命令により差し押さえられた金銭債権に限る。以下この条及び第一百六十二条の二において同じ。）の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

**第百八十三条** 第三債務者は、差押債権者に對し、差押された債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。（賄付命令）

**第百八十四条** 差押債権者は、債務者に対し、差押された債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

**第百八十五条** 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令（以

2 第三債務者は、次条第一項に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、差押えに係る金銭債権のうち差し押さえられない部分を超えて発せられた差押命令、差押処分又は仮差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を、配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けたときは、差押えられた部分に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

3 第三債務者は、第一百六十二条の二第一項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に第百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における前項の規定による供託の履行地の供託所に供託しなければならない。

4 第三債務者は、前三項の規定による供託を行なったときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

5 第三債務者は、第一百六十二条の二第一項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に第百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における前項の規定による供託の履行地の供託所に供託しなければならない。

6 第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日から二年を経過した後四週間以内に差押債権者が前二項の規定による届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができる。

7 差押債権者が前項の規定により差押命令を取消す旨の決定の告知を受けてから一週間の不変期間内に第四項の規定による届出（差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は第五項の規定による届出をしたときは、当該決定は、その効力を失う。

8 第一項又は第二項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならぬ。

**第百八十六条** 第一項の規定による届出があつたものとみなす。

**第百八十七条** 差押債権者が第五項に規定する期間内に第三項の規定による届出（差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は第五項及び第六項の規定の適用については、第五項の規定による届出があつたものとみなす。

**第百八十八条** 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

**第百八十九条** 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令（以

下「転付命令」という。)を発することができ る。	2 転付命令は、債務者及び第三債務者に送達し なければならない。	3 転付命令が第三債務者に送達される時まで に、転付命令に係る金銭債権について、他の債 権者が差押え、仮差押えの執行又は配当要求を したときは、転付命令は、その効力を生じな い。
4 第一項の申立てについての決定に対しても、 執行抗告をすることができる。	5 転付命令は、確定しなければその効力を生じ ない。	6 差し押さえられた金銭債権が第二百五十二条第 一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定す る債権である場合(差押債権者の債権に第二百五 十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭 債権が含まれているときを除く。)における前 項の規定の適用については、同項中「確定しな ければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者 に対して差押命令が送達された日から四週間を 経過するまでは」とする。
7 転付命令が発せられた後に第三十九条第一項 第七号又は第八号に掲げる文書を提出したこと を理由として執行抗告がされたときは、抗告裁 判所は、他の理由により転付命令を取り消す場 合を除き、執行抗告についての裁判を留保しな ければならない。	(転付命令の効力)	(轉付命令の効力)
第一百六十一条 差し押さえられた債権が、条件付 若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係 ることとその他の事由によりその取立てが困難で あるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立 てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額 で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令(以 下「譲渡命令」という)、取立てに代えて、執 行裁判所の定める方法によりその債権の売却を 執行官に命ずる命令(以下「売却命令」とい う)、又は管理人を選任してその債権の管理を 命ずる命令(以下「管理命令」という)その他 他相当な方法による換価を命ずる命令(第二百六 六条)	第一百六十一条の二 差し押さえられた債権が、条件付 若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係 ることとその他の事由によりその取立てが困難で あるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立 てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額 で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令(以 下「譲渡命令」という)、取立てに代えて、執 行裁判所の定める方法によりその債権の売却を 執行官に命ずる命令(以下「売却命令」とい う)、又は管理人を選任してその債権の管理を 命ずる命令(以下「管理命令」という)その他 他相当な方法による換価を命ずる命令(第二百六 六条)	(譲渡命令等)

第一百六十一条の十において「譲渡命令等」と総 称する)を発することができる。	2 執行裁判所は、前項の規定による決定をする 場合には、債務者を審尋しなければならない。 ただし、債務者が外国にあるとき、又はその住 所が知れないときは、この限りでない。	3 第一項の申立てについての決定に対しても、 執行抗告をすることができる。
4 第一項の規定による決定は、確定しなければ その効力を生じない。	5 差し押さえられた債権が第二百五十二条第一項 各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債 権である場合(差押債権者の債権に第二百五 十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭 債権が含まれているときを除く。)における前 項の規定の適用については、同項中「確定しな ければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に對 して差押命令が送達された日から四週間を経過 するまでは」とする。	6 執行官は、差し押さえられた債権を売却した ときは、債務者に代わり、第三債務者に對し、 執行官が送達された日から四週間を経過するま では」とする。
7 第一百五十九条第二項及び第三項並びに前条の 規定は譲渡命令について、第二百五十九条第七項 の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、 第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に に基づく執行官の売却について、第二百五十九条第 二項の規定は管理命令について、第二百五十九条第 三項及び第四項、第二百五十九条、第二百五十九条第 九项、第二百五十九条第一項、第三項及び第四項、第二 九十八条から第二百四条まで並びに第二百六条から 第二百十条までの規定は管理命令に基づく管理に ついて、それぞれ準用する。この場合において 第八十四条第三項及び第四項中「代金の納 付後」とあるのは、「第二百六十一条第七項にお いて準用する第二百七条第一項の期間の経過後」 (供託命令)	(船舶の引渡請求権の差押命令の執行)	(船舶の引渡請求権の差押命令の執行)
第一百六十二条 船舶の引渡請求権を差し押さえた 債権者は、債務者に對して差押命令が送達され た日から一週間を経過したときは、第三債務者 に對し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の 選任する保管人にその船舶を引き渡すべきこと を請求することができる。	第一百六十二条 船舶の引渡請求権を差し押さえた 債権者は、債務者に對して差押命令が送達され た日から一週間を経過したときは、第三債務者 に對し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の 選任する保管人にその船舶を引き渡すべきこと を請求することができる。	2 第一項の規定により保管人が引渡しを受けた船 舶の強制執行は、船舶執行の方法により行う。 第一項に規定する保管人が船舶の引渡しを受 けた場合において、その船舶について強制競売 の開始決定がされたときは、その保管人は、第二 百六十二条第一項の規定により選任された保管人 とみなす。
第一百六十三条 動産の引渡請求権の差押命令の執行 (動産の引渡請求権の差押命令の執行)	第一百六十三条 動産の引渡請求権を差し押さえた 債権者は、債務者に對して差押命令が送達され た日から一週間を経過したときは、第三債務者 に對し、差押債権者の申立てを受けた執行官に その動産を引き渡すべきことを請求することができ る。	3 第一項の規定により保管人が引渡しを受けた船 舶の強制執行は、船舶執行の方法により行う。 第一項に規定する保管人が船舶の引渡しを受 けた場合において、その船舶について強制競売 の開始決定がされたときは、その保管人は、第二 百六十二条第一項の規定により選任された保管人 とみなす。
第一百六十四条 第二百五十条に規定する債権につ いて、転付命令若しくは譲渡命令が効力を生じた とき、又は売却命令による売却が終了したとき は、裁判所書記官は、申立てにより、その債権 を取得した差押債権者又は買受人のために先取 特權、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託 し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託 しなければならない。	第一百六十四条 第二百五十条に規定する債権につ いて、転付命令若しくは譲渡命令が効力を生じた とき、又は売却命令による売却が終了したとき は、執行官がその動産の引渡しを受けた時 (配当等の実施)	4 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては差押 債権者の負担とする。

第一百六十五条 配当等を受けるべき債権者の範囲 (配当等を受けるべき債権者の範囲)	6 前項の規定による嘱託を要する登録免許税そ の他の費用は、同項前段の場合にあつては債務 者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押 債権者の負担とする。	2 前項の規定による嘱託を要する登録免許税そ の他の費用は、同項前段の場合にあつては債務 者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押 債権者の負担とする。
第一百六十六条 執行裁判所は、第二百六十一条第七 項において準用する第二百九条に規定する場合の ほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しな ければならない。	四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては差押 債権者の負担とする。	3 第一項までの規定による供託をした時 二 取立て訴訟の訴状が第三債務者に送達され た時
第一百六十七条 第二百六十六条の実施	四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては差押 債権者の負担とする。	二 取立て訴訟の訴状が第三債務者に送達され た時
第一百六十七条 第二百六十六条の実施	四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては差押 債権者の負担とする。	三 売却命令により執行官が売得金の交付を受 けた時
第一百六十七条 第二百六十六条の実施	四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては差押 債権者の負担とする。	四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては差押 債権者の負担とする。

一  
五百五十七条第五項の規定による供託がされた場合  
第一項から第三項まで又は第

三 第百六十三条第二項の規定により売得金が提出された場合

第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用

3 差し押さえられた債権が第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に第百五十二条第一項各号に掲げる債務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、債権者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない。

(その他の財産権に対する強制執行) い。

**第一百六十七条** 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権（以下この条において「その他の財産権」という。）に対する強制執行については、

特別の定めがあるもののほか、債権執行の例による。

2 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものは、強制執行の管轄については、その登記等の地にあるものとする。

3 その他の財産権で第三債務者又はこれに準ずる者がないものに対する差押えの効力は、差押命令が債務者に送達されこそ持て生ずる。

4 借合が債務者に送達されれば即ち生じる  
その他の財産権で権利の移転について登記等  
を要するものについて差押えの登記等が差押命

令の送達前にされた場合には、差押えの効力は、差押えの登記等がされた時に生ずる。ただし、その他の財産権で権利の処分の制限について

て登記等をしなければ、効力が生じないものに対する差押えの効力は、差押えの登記等が差押えのときと同一の効力である。

押命令の送達後にされた場合においても 差押  
えの登記等がされた時に生ずる。

定は、権利の移転について登記等を要するその他の財産権の強制執行に関する登記等について準用する。

選用でる

**第一百六十七条の二** 次に掲げる少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

**第一百六十七条の四** 少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分は、特別の定（表半所書記官の執行処分の努力等）

めがある場合を除き、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

2 前項に規定する裁判所書記官が行う執行処分に対する執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。

3 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による執行異議の申立てがあつた場合について準用する。

(差押処分)

**第一百六十七条の五** 裁判所書記官は、差押処分において、債務者に対し金銭債権の取立てその他の处分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 第百四十五条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の規定は差押処分について、同条第四項の規定は差押処分を送達する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第一百六十七条の八第一項又は第二項」と、同条第七項及び第八項中「執行裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」と読み替えるものとする。

3 差押処分の申立てについての裁判官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

4 前項の執行異議の申立てについての裁判官としては、執行抗告をすることができる。

5 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、差押処分の申立てについての裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、前二項及び同条第三項の規定を準用する。

6 第二項において読み替えて準用する第一百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

7 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

8 第二項において読み替えて準用する第一百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の処分は、「裁判所書記官」とする。

(費用の予納等)

第二百六十七条の八 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を取り消し、又は第二百六十七条の十四第一項において準用する第五百五十二条の規定により差し押さえではない金銭債権の部分について差押処分をすべき旨を命じ、又は同項の規定によりされた差押処分の全部若しくは一部を取り消すことができる。

第二百六十七条の九 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、裁判所書記官に対し、配当要求をすることができる。

第二百五十四条第二項の規定は、前項の配当要求があつた場合について準用する。

第一項の配当要求を却下する旨の裁判所書記官に対する執行異議の申立ては、その生效日から一週間の不变期間内にしなければならない。

第一項の規定により読み替えて適用する第十九条第四項の規定による裁判所書記官の处分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

第一項の規定により読み替えて適用する第十九条第四項の規定により少額訴訟債権執行の手続きを取り消す旨の裁判所書記官の处分は、確定しなければその効力を生じない。

(第三者異議の訴えの管轄裁判所)

少額訴訟債権執行の不許を求める第三者異議の訴えは、第三十八条第三項の規定にかかるらず、執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

(差押禁止債権の範囲の変更)

執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を取り消す、又は第二百六十七条の十四第一項において準用する第五百五十二条の規定により差し押さえではない金銭債権の部分について差押処分をすべき旨を命じ、又は同項の規定によりされた差押処分の全部若しくは一部を取り消すことができる。

事情の変更があつたときは、執行裁判所は申立てにより、前項の規定により差押処分が取り消された金銭債権について差押処分をすべき旨を命じ、又は同項の規定によりされた差押処分の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(配当要求)

知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対する抗告をすることができる。

(転付命令等のための移行)

**第一百六十七条の十** 差押えに係る金銭債権について転付命令、譲渡命令等又は供託命令（以下この条において「転付命令等」という。）のいづれかの命令を求めようとするときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、転付命令等のうちいずれの命令を求めるかを明らかにして、債権執行の手続に事件を移行させることを求める旨の申立てをしなければならない。

前項に規定する命令の種別を明らかにしてされた同項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならぬ。

前項の規定による決定が効力を生ずる前に、既にされた執行処分について執行異議の申立て又は執行抗告があつたときは、当該決定は、当該執行異議の申立て又は執行抗告についての裁判が確定するまでは、その効力を生じない。

第一項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

第一項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

第二項の規定による決定が効力を生じたときは、差押処分の申立て又は第一項の申立てがあつた時に第二項に規定する地方裁判所にそれぞれ差押命令の申立て又は転付命令等の申立てがあつたものとみなし、既にされた執行処分その他行為は債権執行の手続においてされた執行（配当等のための移行等）

**第一百六十七条の十一** 第一百六十七条の十四第一項において準用する第一百五十六条第一項若しくは第二項又は第一百五十七条规定により供託がされた場合において、債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができないため配当を実施すべきときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。

前項に規定する場合において、差押えに係る金銭債権について更に差押命令又は差押処分が発せられたときは、執行裁判所は、同項に規定

する地方裁判所における債権執行の手続のほか、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続にも事件を移行させることができない。

第一項に規定する供託がされた場合において、債権者が一人であるとき、又は債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、裁判所書記官は、供託金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

前項に規定する場合において、差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられたときは、執行裁判所は、同項の規定にかかるべきことは、その所在地を管轄する地方裁判所は当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。

前項の規定による決定が効力を生ずる前に、既にされた執行処分について執行異議の申立て又は執行抗告があつたときは、当該決定は、当該執行異議の申立て又は執行抗告についての裁判が確定するまでは、その効力を生じない。

第一項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることはできない。

第一項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

第二項の規定による決定が効力を生じたときは、差押処分の申立て又は第一項の申立てがあつた時に第二項に規定する地方裁判所にそれぞれ差押命令の申立て又は転付命令等の申立てがあつたものとみなし、既にされた執行処分その他行為は債権執行の手続においてされた執行（配当等のための移行等）

**第一百六十七条の十二** 執行裁判所は、差し押さえるべき金銭債権の内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。

(裁量移行)

**第一百六十七条の十三** 少額訴訟債権執行についての第一章及び第二章第一節の規定の適用については、第十三条第一項中「執行裁判所である手続」とあるのは「第一百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行の手続」と、第十六条第一項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第十七条中「執行裁判所の行う民事執行」とあるのは「第一百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行」と、第四十条第一項中「執行裁判所又は執行官」とあるのは「裁判所書記官」と、第四十二条第四項中「執行裁判所の裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官」とする。

**第一百六十七条の十四** 第一百四十六条から第一百五十三条まで、第一百五十五条、第一百五十六条（第三項を除く）、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百六十四条第五項及び第六項並びに第一百六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第一百四十六条、第一百五十五条第四項から第六項まで及び第八項並びに第一百五十六条第四項から第六項まで及び第八項を除く。）の規定は第三項の規定により裁判所書記官が実施する弁済金の交付の手続について、前条第三項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定について、同条第六項の規定によつて準用する。この場合において、第一百六十六条（第三項中「差押命令」とあるのは、「裁判所書記官」と、第一百四十六条第一項中「差押命令を発する」とあるのは「差押処分をする」と、第一百四十七条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十一条、第一百五十五条第一項、第六項及び第七項第四項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第一百四十六条第一項中「差押命令を発する」とあるのは「差押処分をする」と、第一百四十九条中「差押命令が発せられたとき」とあるのは「差押処分されたとき」と、第一百五十五条第七項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」と、第一百六十四条第五項中「差押命令」

2 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

2 第一百六十七条の五第六項から第八項までの規定は、前項において読み替えて準用する第一百五十五条第六項の規定による裁判所書記官の処分がされた場合について準用する。

3 第一百六十七条の申立て又は第一項の申立てと中「差押処分の申立て」と、「それぞれあるのは「差押命令の申立て又は転付命令等の申立て」とあるのは「差押命令の申立て」と読み替えるものとする。

3 第一百一項に規定する供託がされた場合において、債権者が一人であるとき、又は債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、裁判所書記官は、供託金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

4 第一百一項に規定する供託がされた場合において、債権者が一人であるとき、又は債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、裁判所書記官は、供託金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

4 第一百一項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第一項の規定による決定の執行の停止を命ぜることができる。

5 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

6 第一百七十二条第二項から第五項までの規定は第一項の場合について、同条第三項及び第五項の規定は第三項の場合について、第百七十三条

第二項の規定は第一項の執行裁判所について準用する。  
(扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例)

### 第一百六十七条の十六 債権者が第一百五十五条の二第一項各号に掲げる義務に係る定期金債権を請求する場合における定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかるらず、当該定期金債権のうち六ヶ月以内に確定期限が到来するものについても、前条第一項に規定する方法による強制執行を開始することができる。

#### 第三節 金銭の支払を目的としない請求

##### (不動産の引渡し等の強制執行)

**第一百六十八条 不動産等(不動産又は人の居住する船舶等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債権者にその占有を取得させる方法により行う。**

4 執行官は、前項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、その目的物でない動産を取り除いて、債務者、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならない。この場合において、その動産をこれらの方に引き渡すことができないとときは、執行官は、最高裁判所規則で定めるところにより、これを売却することができます。

6 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定による引渡し又は売却をしなかつたものがあるときは、これを保管しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

7 前項の規定による保管の費用は、執行費用とする。

8 第五項(第六項後段において準用する場合を含む。)の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。

9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執行について準用する。

##### (明渡しの催告)

**第一百六十八条の二 執行官は、不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行の申立てがあつた場合において、当該強制執行を開始することができるときは、次項に規定する引渡し期限を定めて、明渡しの催告(不動産等の引渡し又は明渡しの催告をいう。以下この条において同じ。)をすることができる。ただし、債務者が当該不動産等を占有していないときは、この限りでない。**

2 引渡し期限(明渡しの催告に基づき第六項の規定による強制執行をすることができる期限をいう。以下この条において同じ。)をすり渡し期限及び第五項の規定により債務者が不動産等の占有を移転することを禁止されない旨、引渡し期限及び第五項の規定により債務者が不動産等の占有を移転することを禁止されない旨を、当該不動産等の所在する場所に公示する。その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

3 執行官は、明渡しの催告があった日から一月を経過する日とすり渡し期限が経過するまでの間に、当該日以後の日を引渡し期限とすることができる。

4 執行官は、引渡し期限が経過するまでの間に、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、その目的物でない動産を取り除いて、債務者、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならない。この場合において、その動産をこれらの方に引き渡すことができないとときは、執行官は、最高裁判所規則で定めるところにより、これを売却することができます。

6 明渡しの催告があつたときは、債務者は、不動産等の占有を移転してはならない。ただし、債務者に対して不動産等の引渡し又は明渡しをする場合は、この限りでない。

7 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、引渡し期限が経過するまでの間に、債務者(第一項の不動産等を占有する者であつて債務者以外のものをいう。以下この条において同じ。)に対して、第一項の申立てに基づく強制執行をすることができる。この場合において、第四十二条及び前条の規定の適用については、当該占有者を債務者とみなす。この申立てに基づく強制執行をすることができる。この場合において、第四十二条及び前条の規定の適用については、當該占有者を債務者とみなす。

8 明渡しの催告後には不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人ではないことを理由として、債権者に対し、強制執行の不許を求める訴えを提起することができる。

9 第六項の規定により占有者に対する強制執行がされたときは、当該占有者は、執行異議の申立てにおいて、債権者に対する抗辯が認められたものと推定する。

##### (動産の引渡しの強制執行)

**第一百六十九条 第一百六十八条第一項に規定する動産以外の動産(有価証券を含む。)の引渡しの強制執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債務者に引き渡す方法により行う。**

2 第一百二十二条第二項、第一百二十三条第二項及び第一百六十八条第五項から第八項までの規定は、前項の強制執行について準用する。

3 第一百七十条 第三者が強制執行の目的物を占有している場合においてその物を債務者に引き渡すべき義務を負つているときは、物の引渡しの強制執行は、執行裁判所が、債務者の第三者に対する引渡請求権を差し押さえ、請求権の行使を停止する方法により行う。

4 第一百四十四条、第一百四十五条(第四項を除く。)、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百五十五条第一項及び第三項並びに第一百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。

##### (代替執行)

**第一百七十二条 次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法により行う。**

1 作为を目的とする債務についての強制執

行 債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすべきこと。

2 前項の執行裁判所は、第三十三条第二項第一号又は第六号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とする。

3 執行裁判所は、第一項の規定による決定をす

る場合には、申立てにより、債務者に対する執行抗告をすることができる。

4 執行裁判所は、第一項の規定による決定をする場合には、申立てにより、債務者に対する執行抗告をすることができる。

5 第一条の強制執行の申立て又は前項の申立てにおいて、債務者に対する抗辯が認められる場合に、債務者を審尋しなければならない。

6 第六条第二項の規定は、第一項の規定による決定を執行する場合について準用する。

##### (間接強制)

**第一百七十三条 第百七十二条第一項の規定による決定を執行する場合について準用する。**

1 作为又は不作為を目的とする債務

2 申立てにより、前項の規定による決定を変更することができる。

3 執行裁判所は、前二項の規定による決定をす

る場合には、申立ての相手方を審尋しなければならない。

4 第二項の規定により命じられた金銭の支払が

あつた場合において、債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、債権者は、その超える額について損害賠償の請求をするこ

とを妨げられない。

5 第二項の強制執行の申立て又は第二項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

6 前条第二項の規定は、第一項の執行裁判所について準用する。

##### (百七十三条 第百六十八条第一項、第一百六十九

条第一項、第百七十条第一項及び第百七十二条第一項において同じ。)に対して、第一項の申立てに基づく強制執行をすることができる。

7 前項の規定によることによって、當該占有者を債務者とみなす。

（執行官の権限等）

(執行官の権限等)

第一百七十五条 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対して説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる。

一 その場所に立ち入り、子を捜索すること。

二 この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

三 その場所に債権者又はその代理人を立ち入らせることがある。

四 執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、前項に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は次項の規定による許可を受けたて、前項各号に掲げる行為をすることができる。

五 執行裁判所は、子の住居が第一項に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができる。

六 執行官は、前項の規定による許可を受けて第一項各号に掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

七 第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭した場合に限り、することができる。

八 執行裁判所は、債権者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭することができない場合であつても、その代理人が債権者に代わって当該場所に出頭することが、当該代理人と子との關係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるとときは、前項の規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が当該場所に出頭した場合においても、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行

為をすることができる旨の決定をすることができます。

7 為をすることができる旨の決定をすることができる。

8 執行裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

9 執行官は、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができる。

(執行裁判所及び執行官の責務)

**第一百七十六条** 執行裁判所及び執行官は、第百七十四条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行の手続において子の引渡しを実現するに当つては、子の年齢及び発達の程度その他事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないよう配慮しなければならない。

(意思表示の擬制)

**第一百七十七条** 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第二十七条规定の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

債務者の意思表示が反対給付との引換えに係る場合においては、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

債務者の意思表示が債務者の証明すべき事実のないことに係る場合において、執行文の付与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、債務者に対して一定の期間を定めてその事実を証明する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないときに限り、執行文を付与することができる。

第一百七十八条及び第一百七十九条 削除

### 第三章 担保権の実行としての競売等 (不動産担保権の実行の方法)

第三章 担保権の実行としての競売等  
(不動産担保権の実行の方法)

**第一百八十九条** 不動産（登記することができない土地の定着物を除き、第四十三条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において同じ。）を目的とする担保権（以下この章において「不動産担保権」という。）の実行は、次に掲げる方法であつて債権者が選択したものにより行う。

一 担保不動産競売（競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

二 担保不動産収益執行（不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

（不動産担保権の実行の開始）

**第一百九十条** 不動産担保権の実行は、第一号の申立て又は第二号の文書若しくは電磁的記録の提出があつたときに限り、開始する。

一 担保権の登記（仮登記を除く。）がされた不動産についての不動産担保権の実行の申立て

二 次に掲げるいずれかの文書又は電磁的記録イ 担保権の存在を証する確定判決若しくは民事事件手続法第七十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものとの謄本又は記録事項証明書ロ 担保権の存在を証する公證人が作成した公證人法第四十三条第一項第一号の公正証書の謄本、同項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は同項第三号の電磁的記録（公正証書に記録されている事項の全部を記録したものに限る。）ハ 一般的の先取特権にあつては、その存在を証する文書又は電磁的記録

抵当証券の所持人が不動産担保権の実行の申立てをするには、抵当証券を提出しなければならない。

担保権について承継があつた後不動産担保権の実行の申立てをする場合には、相続その他の一般承継にあつてはその承継を証する文書をその他の承継にあつてはその承継を証する裁判所の謄本その他の公文書を提出しなければならない。

4 不動産担保権の実行の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、



の項において「その他の財産権」という。)を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書又は電磁的記録が提出されたとき、権利の移転について登記等を要するその他の財産権を目的とする担保権で一般の先取特権以外のものについては、担保権の登記等(仮登記又は仮登録を除く。)がされている場合においてその担保権の実行の申立てがあつたとき又は第百八十二条第一項第二号イ若しくはロ、第二項若しくは第三項に規定する文書若しくは電磁的記録が提出されたとき)に限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地收回法(昭和二十六年法律第二百十十九号)による收回その他の行政処分により債務者のが受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によつてするその権利の行使についても、同様とする。

前項第二節第四款第一目(第一百四十六条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条を除く。)及び第一百八十二条から第一百八十四条までの規定は前項に規定する担保権の実行及び行使について、第一百四十六条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条の規定は前項に規定する一般の先取特権の実行及び行使について準用する。  
(担保権の実行についての強制執行の総則規定の準用)

正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したもの）を除く。において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

二 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したもの）を除く。において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

二 知れている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前号の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとができるなかつたとき。

三 前二項の規定にかかわらず、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者。第一号において同じ。）が前二項の申立ての日前三年以内に財産開示期日（財産を開示すべき期日をいう。以下同じ。）においてその財産について陳述をしたものであるときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

一 債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかつたとき。

二 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したとき。

三 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したとき。

5	第一項又は第二項の申立てについての裁判に 對しては、執行抗告をすることができる。						
6	第一項又は第二項の決定は、確定しなければ その効力を生じない。						
	(期日指定及び期日の呼出し)						
第百九十八条	執行裁判所は、前条第一項又は第二項の決定が確定したときは、財産開示期日を指定しなければならない。						
2	財産開示期日には、次に掲げる者を呼び出さなければならぬ。						
	一 申立人						
二 債務者	(債務者に法定代理人がある場合に あつては當該法定代理人、債務者が法人であ る場合にあつてはその代表者)						
	(財産開示期日)						
第一百九十九条	開示義務者(前条第一項第二号に 掲げる者をいう。以下同じ。)は、財産開示期 日に出頭し、債務者の財産(第百三十一条第一 号又は第二号に掲げる動産を除く。)について 陳述しなければならない。						
2	前項の陳述においては、陳述の対象となる財 産について、第二章第二節の規定による強制執 行又は前章の規定による担保権の実行の申立て をするのに必要となる事項その他申立人に開示 する必要があるものとして最高裁判所規則で定 める事項を明示しなければならない。						
3	執行裁判所は、財産開示期日において、開示 義務者に対し質問を發することができる。						
4	申立人は、財産開示期日に出頭し、債務者の 財産の状況を明らかにするため、執行裁判所の 許可を得て開示義務者に対し質問を發するこ とができる。						
5	執行裁判所は、申立人が出頭しないときであ つても、財産開示期日における手続を実施する ことができる。						
6	財産開示期日における手続は、公開しない。						
7	民事訴訟法第一百九十五条及び第二百六条の規 定は前各項の規定による手続について、同法第 二百一一条第一項及び第二項の規定は開示義務者 について準用する。						
	(陳述義務の一一部の免除)						
第二百条	財産開示期日において債務者の財産の一 部を開示した開示義務者は、申立人の同意が ある場合又は當該開示によつて第二百九十七条の規 定の金銭債権若しくは同条第二項各号の被担						

2 前項の許可の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

(財産開示事件の記録の閲覧等の制限)

**第二百一条** 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

四 債務者又は開示義務者

(財産開示事件に関する情報の目的外利用の制限)

**第二百二条** 申立人は、財産開示手続において得られた債務者の財産又は債務に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前条第一号又は第三号に掲げる者であつて、財産開示事件の記録中の財産開示期日に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該財産開示事件の債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(強制執行及び担保権の実行の規定の準用)

**第二百三条** 第三十九条及び第四十条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく財産開示手続について、第四十二条(第二項を除く。)の規定は財産開示手続について、第二百八十二条及び第二百八十三条の規定は一般的の先取特権に基づく財産開示手続について準用する。

**第二節 第三者からの情報取得手続**

(管轄)

**第一百四条** この節の規定による債務者の財産に係る情報の取得に関する手続(以下「第三者から情報の取得手続」という)については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときはこの節の規定により情報の提供を命じられるべき者の所在

地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(債務者の不動産に係る情報の取得)

第二百五条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める者の申立てにより、法務省令で定める登記所に對し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最

高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に関して知り得たものに限る。）

二 第百九十七条第二項各号のいずれかに該当する場合、債務者の財産について一般的な先取特權を有することを証する文書を提出した債權者

三 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

四 第百九十七条第二項各号のいずれかに該当する場合、債務者の財産について一般的な先取特權を有することを証する文書を提出した債權者

五 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

六 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

七 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

八 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

九 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

十 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

十一 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

十二 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

十三 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

十四 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

十五 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

十六 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

十七 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

十八 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

十九 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者

該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）債務者が支払を受ける地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百一十七条の二第一項ただし書に規定する給与に係る債權に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に関して知り得たものに限る。）に

二 日本金年機構、國家公務員共済組合、國家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団債務者（厚生年金保険の被保険者であるものに限る。以下この号において同じ。）が支払を受ける厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）第三条第一項第三号に規定する報酬又は同項第四号に規定する賞与に係る債權に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要な事項として最高裁判所規則で定める

三 第百九十七条第二項から第五項までの規定は、前項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。

（債務者の預貯金債權等に係る情報の取得）

第二百七条 執行裁判所は、第一百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金錢債權の債權者の申立てにより、次の方号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債權者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

一 銀行等（銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は独立行政法人郵便貯金

二 第二百五条第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行抗告をすることができる。

三 第一百五十二条第一項各号に該当するときは、第一百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行抗告をすることができる。

四 第一百五十二条第一項各号に該当するときは、第一百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行抗告をすることができる。

五 第一百五十二条第一項各号に該当するときは、第一百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行抗告をすることができる。

六 第一百五十二条第一項各号に該当するときは、第一百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行抗告をすることができる。

七 第一百五十二条第一項各号に該当するときは、第一百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行抗告をすることができる。

八 第一百五十二条第一項各号に該当するときは、第一百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行抗告をすることができる。

九 第一百五十二条第一項各号に該当するときは、第一百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行抗告をすることができる。

十 第一百五十二条第一項各号に該当するときは、第一百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行抗告をすることができる。

十一 第一百五十二条第一項各号に該当するときは、第一百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行抗告をすることができる。

簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構をいう。以下の号において同じ。）債務者の当該銀行等に対する預貯金債權（民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債權をいう。）に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に関して知り得たものに限る。）に

二 振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）債務者の有する振替社債等（同法第二百七十九条に規定する振替社債等で、当該振替機関等の記載される、又は記録されたものに限る。）に關する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定める

三 第二百五条第一号若しくは第三号又は第二項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債務者

四 当該情報の提供をした者

五 当該情報の提供をした者

六 当該情報の提供をした者

七 当該情報の提供をした者

八 当該情報の提供をした者

九 当該情報の提供をした者

十 当該情報の提供をした者

十一 当該情報の提供をした者

十二 当該情報の提供をした者

十三 当該情報の提供をした者

十四 当該情報の提供をした者

十五 当該情報の提供をした者

十六 当該情報の提供をした者

十七 当該情報の提供をした者

十八 当該情報の提供をした者

三 債務者の財産について一般の先取特權を有することを証する文書を提出した債權者

四 債務者

五 当該情報の提供をした者

六 当該情報の提供をした者

七 当該情報の提供をした者

八 当該情報の提供をした者

九 当該情報の提供をした者

十 当該情報の提供をした者

十一 当該情報の提供をした者

十二 当該情報の提供をした者

十三 当該情報の提供をした者

十四 当該情報の提供をした者

十五 当該情報の提供をした者

十六 当該情報の提供をした者

十七 当該情報の提供をした者

十八 当該情報の提供をした者

十九 当該情報の提供をした者

二十 当該情報の提供をした者

三 債務者の財産について一般の先取特權を有することを証する文書を提出した債權者

四 債務者

五 当該情報の提供をした者

六 当該情報の提供をした者

七 当該情報の提供をした者

八 当該情報の提供をした者

九 当該情報の提供をした者

十 当該情報の提供をした者

十一 当該情報の提供をした者

十二 当該情報の提供をした者

十三 当該情報の提供をした者

十四 当該情報の提供をした者

十五 当該情報の提供をした者

十六 当該情報の提供をした者

十七 当該情報の提供をした者

十八 当該情報の提供をした者

十九 当該情報の提供をした者

二十 当該情報の提供をした者

三 債務者の財産について一般の先取特權を有することを証する文書を提出した債權者

四 債務者

五 当該情報の提供をした者

六 当該情報の提供をした者

七 当該情報の提供をした者

八 当該情報の提供をした者

九 当該情報の提供をした者

十 当該情報の提供をした者

十一 当該情報の提供をした者

十二 当該情報の提供をした者

十三 当該情報の提供をした者

十四 当該情報の提供をした者

十五 当該情報の提供をした者

十六 当該情報の提供をした者

十七 当該情報の提供をした者

十八 当該情報の提供をした者

十九 当該情報の提供をした者

二十 当該情報の提供をした者

三 債務者の財産について一般の先取特權を有することを証する文書を提出した債權者

四 債務者

五 当該情報の提供をした者

六 当該情報の提供をした者

七 当該情報の提供をした者

八 当該情報の提供をした者

九 当該情報の提供をした者

十 当該情報の提供をした者

十一 当該情報の提供をした者

十二 当該情報の提供をした者

十三 当該情報の提供をした者

十四 当該情報の提供をした者

十五 当該情報の提供をした者

十六 当該情報の提供をした者

十七 当該情報の提供をした者

十八 当該情報の提供をした者

十九 当該情報の提供をした者

二十 当該情報の提供をした者

訴訟法第二百一条第一項の規定により財産開示期日において宣誓した開示義務者であつて、正当な理由なく第百九十九条第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたもの（不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この項において同じ。）の占有者であつて、その占有の権原を差押債権者、仮差押債権者又は第五十九条第一項（第百八十八条（第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により消滅する権利を有する者に対する抗することができるものが、正当な理由なく第六十四条の二第五項（第百八十八条（第百九十五条の規定による不動産の立入りを拒み、又は妨げたときは、三十万円以下の罰金に処する。（過料に処すべき場合）

**第二百十四条** 第二百一条の規定に違反して、同条の情報同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

第二百十条の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者も、前項と同様とする。（管轄）

**第二百十五条** 前条に規定する過料の事件は、執行裁判所の管轄とする。

**附 則**  
**抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。  
(競売法の廃止)

**第二条** 競売法（明治三十一年法律第十五号）は、廃止する。  
(経過措置)

**第四条** この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の民事訴訟法又は附則第二条の規定による廢止前の競売法の規定による執行処分その他の行為は、この法律の適用については、この法律の相当規定によつてした執行処分その他の行為とみなす。

前二項に規定するもののほか、この法律の施行の際、現に裁判所に係属し、又は執行官が取り扱っている事件の処理に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**附 則（平成元年一二月二二日法律第九一号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（民事訴訟法及び民事執行法の一部改正に伴う経過措置）

**第四条** この法律の施行前にした仮差押え又は仮処分の命令の申請に係る仮差押え又は仮処分の事件については、なお従前の例による。

**附 則（平成七年五月一二日法律第九二号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一一日を経過した日から施行する。

**附 則（平成八年六月二六日法律第一〇八号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

**第二条** この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件については、なお従前の例による。（検討）

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の民事執行法第五十五条、第七十七条、第八十三条及び第一百八十七条の二の規定の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（平成八年六月二六日法律第一一〇号）抄**

（施行期日）

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

**附 則（平成一二年一一月二九日法律第一三〇号）抄**

この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

**附 則（平成一二年一一月二九日法律第一三〇号）抄**

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄

(施行期日) ○〇〇(日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。  
(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年八月一日法律第一三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(保全処分に関する経過措置)

第八条 施行日前にされた第三条の規定による改正前の民事執行法(以下「旧民事執行法」という。)第五十五条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第七十七条第一項(これらの規定を旧民事執行法第八十八条において準用する場合を含む。)又は旧民事執行法第八十九条の二第一項若しくは第二項の申立てに係る事件については、第三条の規定による改正後の民事執行法の規定にかかるらず、なお従前の例による。  
(差引き納付に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧民事執行法第七十八条第四項後段の異議の陳述又は申出があつた場合における買受人が同項後段の金銭を納付すべき期限及び配当異議の申出をした債権者又は債務者が民事執行法第九十条第六項の規定による証明

等をすべき期限については、なお従前の例によ  
る。

(強制管理の手続に関する経過措置)

**第十一条** 施行日前に申し立てられた強制管理の事  
件について、施行日前にした旧民事執行法の規  
定による執行処分その他の行為は、第三条の規  
定による改正後の民事執行法の規定の適用につ  
いては、同法の相当規定によつてした執行処分  
その他の行為とみなす。

(差押禁止動産に関する経過措置)

**第十二条** 施行日前に申し立てられた旧民事執行  
法第二百二十二条第一項に規定する動産執行又は  
一般的の先取特権の実行としての旧民事執行法第  
一百三十一条の規定にかかるわらず、なお従前  
例による。

百九十条に規定する動産競売の申立てに係る事  
件における差し押さえではない動産につい

ては、第三条の規定による改正後の民事執行法  
第一百三十一条の規定にかかるわらず、なお従前  
例による。

(扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合に  
おける差押禁止債権に関する経過措置)

**第十三条** 施行日前に第三条の規定による改正後  
の民事執行法第二百五十五条の二第一項各号に掲  
げる義務についての金銭債権を請求する場合に  
おける差し押さえではない債権については、第三  
百五十二条第三項の規定にかかるわらず、なお従  
前例による。

(破産財団に属さない財産に関する経過措置)

**第十四条** 施行日前に破産宣告があった場合にお  
ける破産法(大正十一年法律第七十一号)第六  
条第三項の差し押さえることのできない財産と  
して破産財団に属さない財産については、第三  
条の規定による改正後の民事執行法の規定にか  
かわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十五条** 施行日前にした行為に対する罰則の適  
用については、なお従前の例による。

(施行期日)

**八号** 抄 (平成一五年八月一日法律第一三  
四)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

(施行期日)

**附 则** (平成一五年八月一日法律第一三  
四)

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

(施行期日)

**五号** 抄 (平成一六年五月一二日法律第四  
四)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八  
号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年  
を超えない範囲内において政令で定める日(以  
下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第一百三十五条** この法律(附則第一条ただし書に  
規定する規定については、当該規定。以下この  
条において同じ。)の施行前にした行為並びに  
この附則の規定によりなお従前の例によること  
とされる場合及びなおその効力を有することと  
される場合におけるこの法律の施行後にした行  
為に対する罰則の適用については、なお従前の  
例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百三十六条** この附則に規定するもののが、  
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令  
で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一条** この法律は、新不動産登記法の施行の日  
から施行する。

(施行期日)

**四七号** 抄 (平成一六年一二月一日法律第一  
一)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

(施行期日)

**五二号** 抄 (平成一六年一二月三日法律第一  
一)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

(経過措置の原則)

**第三条** この法律による改正後の民事訴訟法、非  
訟事件手続法及び民事執行法の規定(罰則を除  
く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除  
き、この法律の施行前に生じた事項にも適用  
する。ただし、この法律による改正前のこれら  
の法律の規定により生じた効力を妨げない。

(執行裁判所の執行処分その他の行為等に関する  
経過措置)

**第八条** この法律の施行前に申し立てられた民事  
執行の事件について、その施行前にした第三条

の規定による改正前の民事執行法(以下「旧民  
事執行法」という。)の規定による執行裁判所  
の執行処分その他の行為であつて同条の規定に  
よる改正後の民事執行法(以下「新民事執行  
法」という。)の規定によれば裁判所書記官が  
すべきこととされるものに関する新民事執行法  
の規定について、新民事執行法の相当規定によ  
つてした裁判所書記官の処分その他の行  
為とみなす。

前項の執行裁判所の執行処分その他の行為及び  
対する不服申立てについては、当該執行処分そ  
の他の行為につき同項の規定を適用せず、なお  
従前の例による。

この法律の施行前に旧民事執行法第六十八条  
の三第二項(これを準用し、又はその例による  
場合を含む。)の規定による執行裁判所が売却  
を実施させるべき旨の申出があつた場合におい  
て、この法律の施行の日までに執行裁判所が當  
該申出に係る売却を実施させると命を發し  
なかつたときは、当該申出は、新民事執行法第  
六十八条の三第二項(これを準用し、又はその  
例による場合を含む。)の規定による裁判所書  
記官が売却を実施させるべき旨の申出とみな  
す。

(売却の手続等に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前に旧民事執行法第六十  
三条第一項(これを準用し、又はその例による  
場合を含む。)の規定による通知がされた民事  
執行の事件については、同条第二項ただし書  
(これを準用し、又はその例による場合を含む  
。)の規定による裁判所書記官が売却を実施  
させる旨の命令を發した場合における当該命令  
に係る売却の手続及び売却の許可又は不許可の  
決定に係る手続については、新民事執行法第六  
十条(これを準用し、又はその例による場合を含  
む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例に  
よる。

前二項の規定によりなお従前の例によること  
とされる場合を除き、この法律の施行前に旧民  
事執行法第六十条(これを準用し、又はその例  
による場合を含む。)の規定により執行裁判所  
が定めた最低売却価額は、新民事執行法第六十  
条(これを準用し、又はその例による場合を含  
む。)の規定により執行裁判所が定めた売却基  
準価額とみなす。

(少額訴訟債権執行に関する経過措置)

**第十条** 新民事執行法第二章第二節第四款第二目  
の規定は、この法律の施行前に成立した新民事

執行法第一百六十七条の二第一項各号に掲げる少  
額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する  
強制執行については、適用しない。

この法律の施行の日が不動産登記法の施行に  
伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六  
年法律第二百二十四号)の施行の日前である場合  
には、同法の施行の日の前日までの間における  
新民事執行法第一百六十四条第四項及び  
第五項」と、「第一百六十四条第五項中」とある  
のは「第一百六十四条第四項中」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二十条** 附則第三条から第十条まで、第二十九  
条及び前二条に規定するもののが、この法律  
の附則の規定によりなお従前の例によることと  
される場合におけるこの法律の施行後にした行  
為に対する罰則の適用については、なお従前の  
例による。

(政令への委任)

**第四十条** 附則第三条から第十条まで、第二十九  
条の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め  
る。

(施行期日)

**五四号** 抄 (平成一六年一二月三日法律第一  
一)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日(以  
下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

**第一百二十二条** この法律の施行前のそれぞれの法  
律(これに基づく命令を含む。以下この条にお  
いて同じ。)の規定によつてした処分、手続そ  
の他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律  
の規定に相当の規定があるものは、この附則に  
別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞ  
れの法律の相当の規定によつてしたものとみな  
す。

(罰則に関する経過措置)

**第一百二十二条** この法律の施行前にした行為並  
びにこの附則の規定によりなお従前の例によるこ  
ととされる場合及びこの附則の規定によりなお  
その効力を有することとされる場合におけるこ  
の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用  
については、なお従前の例による。



(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五条の規定(公布の日)  
二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定(公布の日)  
三 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五条の規定(公布の日)  
二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定(公布の日)  
三 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定(公布の日)  
二 第一百二十五条の規定(施行期日)  
三 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定(公布の日)  
二 第一百二十五条の規定(施行期日)  
三 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定(施行期日)  
二 第一百二十五条の規定(施行期日)  
三 略

を「から第三項まで」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項の改正規定(第三項まで、「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に、「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る)、同法第二百六十条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第五項の改正規定、三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第一百三条第六項の改正規定並びに三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「、第八十七条の二」を削る部分に限る)、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日